



救急認定ソーシャルワーカー認定制度のご案内

Emergency Social Worker

2015年11月、救急認定ソーシャルワーカー認定機構は、救急医療現場におけるソーシャルワーク実践に必要な知識および技術を有するソーシャルワーカーを養成し、統一した基準の下にその認定を行うことで、救急医療の質の向上および人間の福利(ウェルビーイング)の増進に貢献することを目的に、日本保健医療社会福祉学会と日本臨床救急医学会を構成団体として、日本医療ソーシャルワーカー協会と日本精神保健福祉士協会を協力団体として設立されました。

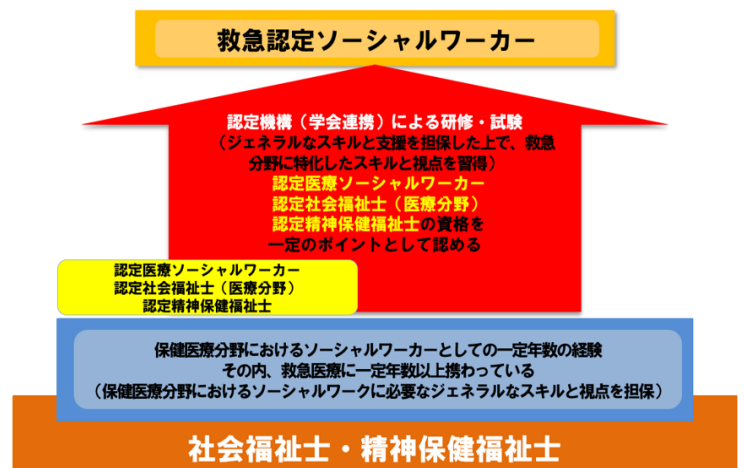
2016年度に第1回となる救急認定ソーシャルワーカー認定試験を実施し、2024年5月現在、245名が救急認定ソーシャルワーカーとして認定・登録されています。

○申請要件

- (1) 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の国家資格を取得し、その登録をしている。
- (2) 申請時において、ソーシャルワーカーとして医療機関等(病院・診療所・老人保健施設)での勤務歴が5年以上有しており、うち2年以上は救急医療に携わっている(注1)。
- (3) 申請時において、ソーシャルワーカーとして医療機関等に勤務している。
- (4) 指定された研修等を修了している。

注1) 2次または3次救急医療機関及び精神科救急医療施設において、救急病棟を担当しているか、又は救急車両で搬送された救急搬送患者への支援を月平均8ケース(実件数)以上担当すること。

救急医療分野におけるソーシャルワーカーの認定制度



— 第8回(2024年度)認定事業 —

(1) 申請期間: **2024年8月1日(木)~2024年8月31日(土)必着**

(2) 1次審査(書類審査)

結果通知: 2024年9月下旬 頃

(3) 研 修: 2024年11月23日(土)・24日(日) ※オンライン開催

HP用QRコード

(4) 2次審査: 2024年11月24日(日) ※オンライン開催

結果通知: 2025年1月下旬

(5) 資格認定: 2025年4月1日



※詳細は本機構ホームページ(<https://sites.google.com/site/emergencysocialworker/>)をご確認下さい。

○更新要件(5年毎)

- (1)更新申請時において、救急認定ソーシャルワーカーである。
- (2)認定を受けてから、本機構の構成団体および協力団体のいずれかの大会・学術集会において、1回以上参加している。
- (3)本機構が企画する研修を修了している。
- (4)本機構が定める更新認定ポイント(80P以上)を取得している(表1)。

表1

項目	詳細	ポイント	備考
救急認定SW研修	本機構が企画する研修	2h未満 5P 2h以上4h未満 10P 4h以上 20P	30P 必須
学会参加	日本臨床救急医学会 日本保健医療社会福祉学会	15P	10P 必須
	日本医療ソーシャルワーカー協会 日本精神保健福祉士協会	10P	
	※本機構が承認した学会および学術集会	5P	
研究発表 本機構が承認した学会・学術集会に限る ※救急医療分野に関連するもの	筆頭演者 シンポジスト 座長 共同演者	20P 20P 5P 5P	
論文発表 ※救急医療分野に関連するもの	著者 共著者	30P 10P	
著書 ※救急医療分野に関連するもの	著者 共著者	30P 10P	
認定医療ソーシャルワーカー又は認定社会福祉士(医療分野)又は認定精神保健福祉士いずれかの取得者10P付与			
合計80P以上の獲得が必要			

注2 本機構の構成団体および協力団体の他、日本救急医学会とその地方会、医療と福祉の分野の日本学術会議協力学術研究団体に登録している学会

○改訂第2版 救急認定ソーシャルワーカー標準テキスト 発売中！



救急認定ソーシャルワーカー標準テキスト 救急患者支援

定価 3,960円(税込)

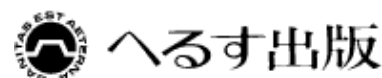
監修:救急認定ソーシャルワーカー認定機構

編集:救急認定ソーシャルワーカー認定機構 研修・テキスト作成委員会

第2版・A4・164ページ・版型

発行年月:2024年6月

ISBN 978-4-86719-090-6



○救急認定ソーシャルワーカー認定機構 事務局

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-15 大阪大学医学部附属病院 高度救命救急センター内

TEL/06-6879-5384(直通) FAX/06-6879-5701

メール:emergencysocialworker@gmail.com facebook:<https://www.facebook.com/msw.for.emergency/>